

総 基 料 第 3 2 号
平成30年2月26日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克也

接続料と利用者料金との関係について
(平成13年1月31日総基料第16号関連)

標記について、エンドユーザ向けサービスの提供条件と接続料・接続条件との関係の適正性の確保については、貴社には、従来から措置を求めてきたところであるが、今後は、下記により適切な措置を講じることとされたい。

なお、貴社宛て「接続料と利用者料金との関係等について」(平成13年1月31日総基料第16号)及び「利用者料金変更と接続料変更の先後について」(平成13年11月8日総基料第423号)は、廃止する。

記

1 接続料と利用者料金との関係の検証について

貴社のサービスの利用者料金とそのサービスの提供に用いられている機能ごとの接続料との関係について、今後は、別紙の指針に基づき、価格圧縮による不当な競争を引き起こすものでないことを検証し、これについて総務省に報告するとともに、非公表とする正当な理由がある部分を除き、公表すること。

2 サービス開始と接続料設定の先後について

認可接続約款等において記載されていない機能を用いて、第一種指定電気通信設備を利用したサービスを新たに提供する場合には、当該サービスの提供開始より前又はほぼ同時期に、当該機能に係る接続料及び接続条件を設定し、これを認可接続約款等に定めるよう努めること。

3 サービスの利用者料金変更について

別紙の指針において利用者料金が提供に用いられている機能ごとの振替接続料の合計を上回っていることを検証することとしているサービスメニュー（「その他総務省が決定するサービスメニュー」）においては、当該振替接続料の合計を下回ることとなるような利用者料金の変更を行わないこと。

4 接続料と利用者料金の関係の検証の対象メニューについて

別紙の指針における「その他総務省が決定するサービスメニュー」は、電気通信事業部料金サービス課から別途通知する。なお、当該サービスメニューの検証に用いる利用者料金は、できる限り利用実態を踏まえた料金とすること。

以上